

豊川市役所地震対策業務継続計画
【想定：南海トラフ地震編】

令和7年3月改定版

豊 川 市

目 次

第 1 章 豊川市業務継続計画の基本的な考え方	1
1 業務継続計画とは	1
2 業務継続計画導入の必要性	1
3 業務継続計画策定の効果	2
4 業務継続計画の位置づけ	3
5 業務継続計画の基本方針	5
6 業務継続計画の対応方針	5
7 業務継続計画の対象組織	5
8 業務継続計画の発動と終結	6
第 2 章 業務継続計画の前提となる被害想定	7
1 前提とする地震	7
(1) 想定される震度	7
(2) 発災時間	7
(3) 想定される津波	7
2 市域の被害想定	8
3 ライフラインの復旧状況の想定	9
4 交通機関の被害状況と復旧日数	10
(1) 道路、橋梁	10
(2) 鉄道	10
第 3 章 非常時優先業務の整理	11
1 非常時優先業務とは	11
2 非常時優先業務の選定	12
(1) 非常時優先業務数	12
(2) 各部（課）別の非常時優先業務数	14
第 4 章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立	15
1 非常時優先業務の実施体制	15
2 指揮命令系統	17
3 職務代行	17
第 5 章 地震発生時の職員参集体制と執務体制	18
1 災害対策本部における職員配備体制	18
2 避難所対策員の職員配備体制	18
3 参集可能人数の算定	18

(1) 参集可能人数の算定方法	18
(2) 算定根拠	18
(3) 参集可能人数	19
4 地震発生時の執務環境	20
(1) 市役所本庁舎等の外部インフラの被害状況の想定	20
(2) 職員用備蓄品の状況	23
(3) 重要情報のバックアップ及び外部保管の状況	23
第6章 非常時優先業務の実施に向けた課題と対策	25
1 初動態勢の確立	25
2 職員	25
3 執務環境の確保	26
4 通信	27
5 情報システム	27
第7章 業務継続計画の継続的な改善	28
1 教育・訓練等	28
2 計画の点検・検証	28
〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉	30～36

第 1 章 豊川市業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画とは

本市を含む愛知県では、南海トラフ地震の発生が高い確率で危惧されています。このような大規模地震が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産だけでなく、市の行政機能も被害を受ける可能性が高く、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことはできません。

また、大規模災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなります。特に市においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければなりません。

大規模災害により市の業務が中断すると、市民生活や社会経済活動に重大な影響が生じます。市は、大規模災害発生時には、市の有する資源を最大限有効活用して、市民の生命、身体及び財産を守るとともに、社会経済活動への影響を最小限に留める行動を取る必要があります。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、物、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、大規模災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断ができない又は中断しても早期復旧を必要とする業務（非常時優先業務）を事前に決めておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画です。

2 業務継続計画の必要性

本市の地域防災計画では、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項を定めていますが、市の人員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定しておりません。

しかし、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震などでは、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例が見受けられました。したがって、地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時においても円滑に実施するためには、業務継続計画を策定し、本市が被災し制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要です。国は業務継続計画の策定について、「防災基本計画」においてその旨を位置付けるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、対象となる地方公共団体での策定率 100% を目標としています。

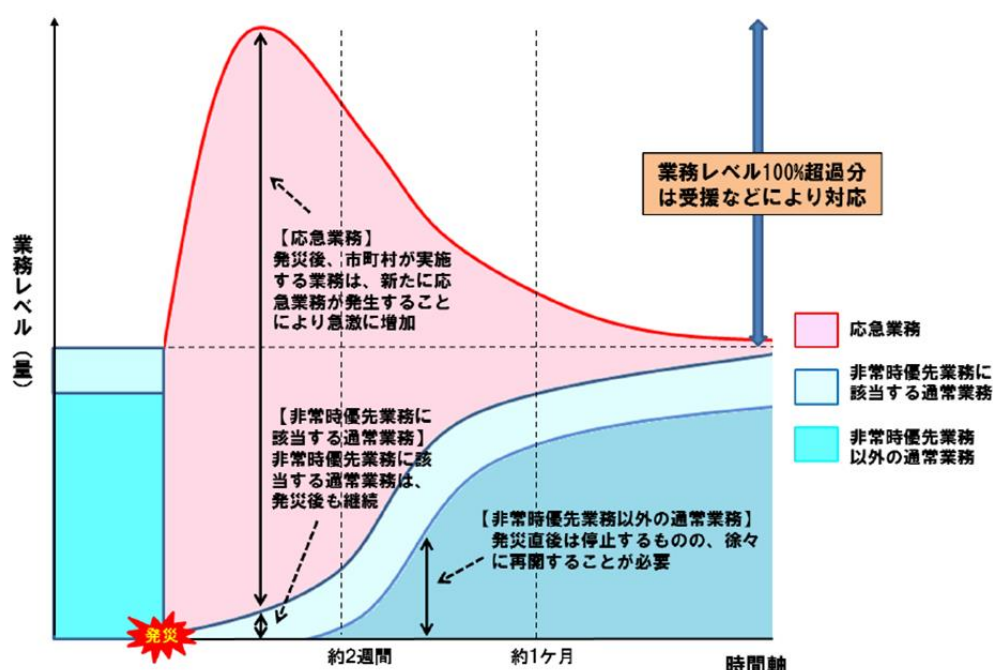
また、市は平時から住民への公共サービスの提供を担っていますが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれています。しかし、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅しておりません。業務継続計画を必要とするもう

1つの大きな理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務の継続が遂行できる体制を検討しておくためです。

3 業務継続計画策定の効果

市は、基礎自治体として住民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っています。そして、大規模災害発生時には、被害状況の確認など非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生しますが(図-1)、それらを迅速かつ的確に処理しなければなりません。

〈図-1 発災後に市町村が実施する業務の推移〉

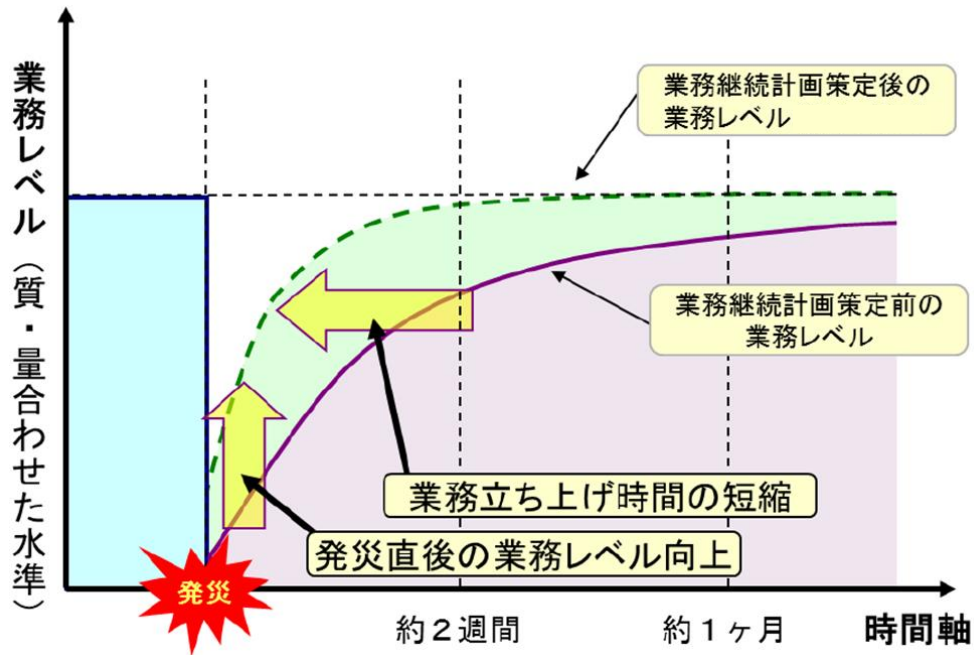


※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図-1に記載されている以外の
復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定しておくことにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。

地域防災計画や職員震災対策行動マニュアルでは必ずしも明らでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすることにより、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られ、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになります。(図-2)

〈図－2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図〉



4 業務継続計画の位置づけ

「豊川市地域防災計画－地震・津波災害対策計画－」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震・津波災害に対処すべき措置事項を中心に市民の生命、身体及び財産を守るため、市が災害の予防、応急対策及び復旧・復興に関し実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画です。

一方、業務継続計画は、市の機関が被災し機能が低下するとともに、利用できる資源に制約がある状況下で、市が行う「非常時優先業務」を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分や指揮命令系統の明確化等の必要な対策を事前に検討し、市の機関の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いています。

【業務継続計画と地域防災計画の違い】

	業務継続計画	地域防災計画
作成主体等	・市が作成 ・市が実施する計画(※)	・市防災会議が作成 ・市、県、防災関係機関等が実施する計画
計画の趣旨	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画
行政の被災	・行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある	・行政の被災は必ずしも想定する必要はない
対象業務	・非常時優先業務 - 災害応急対策 - 災害復旧・復興 - 優先度の高い通常業務	・災害対策に係る業務 - 災害予防 - 災害応急対策 - 災害復旧・復興
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない
業務に従事する職員の水・食糧等の確保	・業務に従事する職員の水・食糧、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する	・業務に従事する職員の水・食糧、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない

※ ただし、関係事業者やその他の防災機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務(事業)継続計画との整合性を確保する必要がある。

5 業務継続計画の基本方針

南海トラフ地震などの、市民及び社会経済活動に多大な被害を及ぼす恐れのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務や資源の配分等について検討し、豊川市役所地震対策業務継続計画を運用していきます。

- (1) 大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とします。
- (2) 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努めます。
- (3) 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用します。

6 業務継続計画の対応方針

業務継続のために必要な体制として、以下の対応方針に基づき非常時優先業務を実施します。

- (1) 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施します。中でも、災害応急対策業務は最優先で実施します。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材の確保・配分は、全庁横断的に調整します。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制します。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指します。

7 業務継続計画の対象組織

本計画においては、市役所本庁舎・北庁舎内の各部局を始め、全ての出先機関の組織を対象範囲とします。

8 業務継続計画の発動と終結

この計画は、本市の非常配備の基準において、第3非常配備に相当する災害の発生に伴って自動的に発動することとします。

【参考：非常配備の基準】

種別	状況
第3 非常配備	1 市の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるときに、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 豊川市で震度5強以上の地震が発生したとき 3 その他市内に予想されない重大な被害が発生したとき

また、この計画の終結基準は、災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めた時に、本計画の終結を宣言するものとします。この時点において、非常時の業務継続体制を解除します。

第2章 業務継続計画の前提となる被害想定

1 前提とする地震

本計画の前提とする地震は、平成26年5月30日に愛知県防災会議地震部会が発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を参考として平成26年度に本市で実施した小学校区別被害予測調査結果のうち、南海トラフ地域で発生したことが明らかで、規模の大きい5つの地震（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海）の揺れや津波高を網羅できるように重ね合わせた「過去地震最大モデル」とします。

(1) 想定される震度

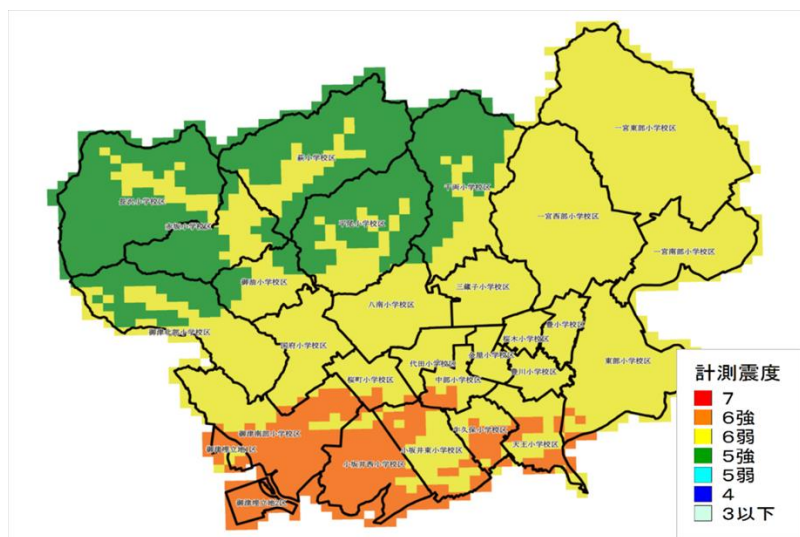
マグニチュード8.6

最大震度6強

【本市の震度別面積（K㎡：過去地震最大モデル）】

	震度階級					最小震度	最小震度 (震度階級)	最大震度	最大震度 (震度階級)
	5弱	5強	6弱	6強	7				
豊川市	0	42	100	19	0	5.4	5強	6.4	6強

〈図－3 過去地震最大モデルの地震による地表震度分布〉



(2) 発災時間

人的被害については被害が最も多くなる平日冬の深夜5時の発災を想定。

建物被害については被害が最も多くなる平日冬の夕方18時の発災を想定。

(3) 想定される津波

津波高(最大)	3.2 m
津波到達時間(最短)	78分 (※津波高30cm)
浸水想定域(浸水深1cm以上)	約160ha

2 市域の被害想定

平成26年度に本市が実施した小学校区別被害予測調査により「過去地震最大モデル」における被害想定については下表のとおりとなります。

建物被害	揺れによる全壊	約 2,100 棟
	液状化による全壊	約 10 棟
	津波・浸水による全壊	約 10 棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 20 棟
	地震火災による全壊	約 800 棟
	合 計	約 2,940 棟

人的被害	種 別	死者数	重傷者数	軽傷者数	合 計
	建物倒壊	約 100 人	約 210 人	約 1,550 人	約 1,860 人
	浸水・津波	約 20 人	—	—	約 20 人
	急傾斜地崩壊等	—	—	—	—
	地震火災	—	—	—	—
	合 計	約 120 人	約 210 人	約 1,550 人	約 1,880 人

生活への影響	避難者数 ※1	避難所	約 5,900 人
		避難所外	約 3,800 人
		合 計	約 9,800 人
	帰宅困難者数 ※2		約 12,000～ 約 13,000 人

※1 発災1日後の想定

※2 平日12時の想定

ライフライン被害	上水道(断水人口)	約 174,000 人
	下水道(機能支障人口)※3	約 6,000 人
	電力(停電戸数)	約 87,000 戸
	固定電話(不通回線数)	約 29,000 回線
	携帯電話(停波基地局率) ※3	約 81%
	都市ガス(復旧対象戸数)	約 5,900 戸
	LPガス(機能支障世帯数)	約 6,600 世帯

※3 発災1日後の想定

3 ライフラインの復旧状況の想定

項 目			想定結果
上水道	断水人口(率)	直後	約 9 5 %
		1 日後	約 8 6 %
		1 週間後	約 5 2 %
		1 ヶ月後	約 8 %
	復旧期間		6 週間程度
下水道	機能支障人口(率)	直後	約 1 8 %
		1 日後	約 6 0 %
		1 週間後	約 1 0 %
		1 ヶ月後	約 1 %
	復旧期間		3 週間程度
電力	停電戸数(率)	直後	約 8 9 %
		1 日後	約 8 1 %
		4 日後	約 1 %
		1 週間後	約 1 %
	復旧期間		1 週間程度
通信 【固定電話】	不通回線数(率)	直後	約 8 9 %
		1 日後	約 8 1 %
		1 週間後	約 2 %
		1 ヶ月後	約 2 %
	復旧期間		1 週間程度
通信 【携帯電話】	停波基地局率	直後	約 2 %
		1 日後	約 8 1 %
		4 日後	約 3 %
		1 週間後	約 2 %
	復旧期間		1 週間程度
ガス 【都市ガス】	復旧対象戸数(率)	直後	約 9 %
		1 日後	約 9 %
		1 週間後	約 7 %
		1 ヶ月後	—
	復旧期間		2 週間程度
ガス 【L P ガス】	機能支障世帯(率)	直後	約 1 6 %
	復旧期間		1 週間程度

※ 平成 26 年 5 月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を参照。愛知県下の復旧想定。

4 交通機関の被害状況と復旧日数

(1) 道路、橋梁

発災直後は、震度 6 強のエリアや浸水エリアを中心に通行支障が発生します。発災後 1 ～ 3 日間は、道路啓開作業等のため、緊急輸送には使用困難となる道路が発生する可能性があります。

市内の主要幹線道路については、発災直後から緊急通行車両の通行路確保のため、交通規制が行われます。このため、発災後 2、3 日の間は、緊急輸送道路としての確保はされますが、機能は平常時より大幅に低下します。

発災後 1 ヶ月後には主要幹線道路は通常レベルまで回復しますが、一部機能低下が残る道路が発生します。

緊急輸送道路の橋梁は、耐震補強を実施しており、大きな被害は発生しないことを想定しています。

(2) 鉄道

鉄道は、被害や安全確認等により、1 週間程度は利用困難となります。このため、完全復旧までの移動手段は、途中下車と徒歩等を組み合わせ、鉄道各社の復旧区間の乗り継ぎを行う必要があります。

第3章 非常時優先業務の整理

1 非常時優先業務とは

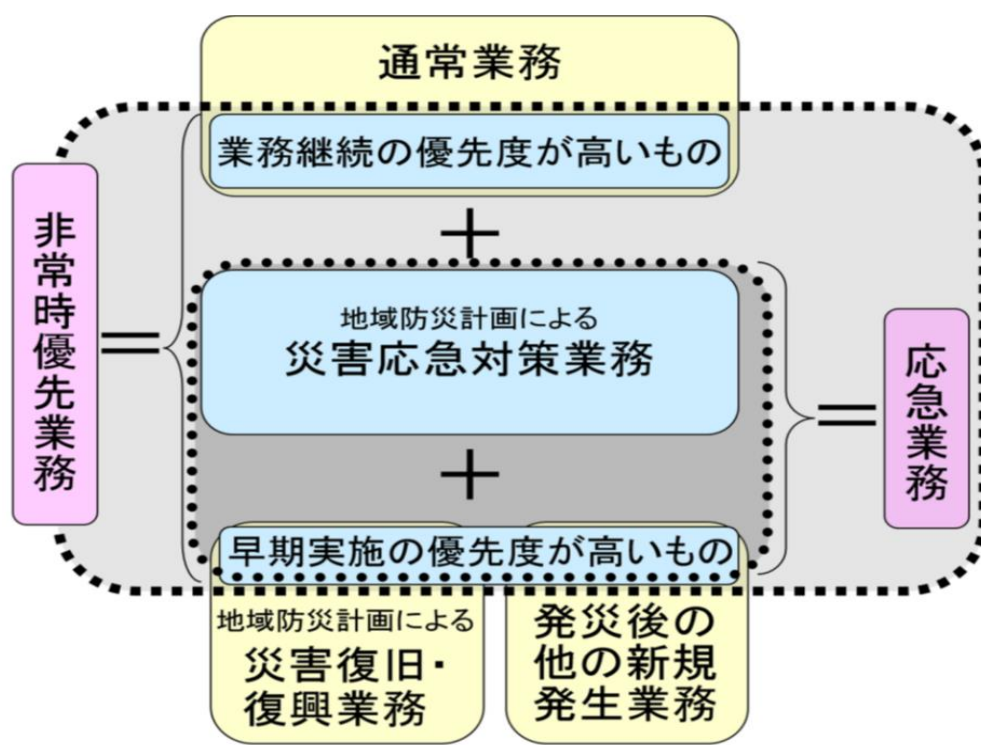
大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務をいいます。具体的には、災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務及び早期実施の優先度が高い発災後に新規発生する業務等の「応急業務」のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となります。

発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を実施します。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要があります。

非常時優先業務のイメージは、図－４となります。

〈図－４ 非常時優先業務のイメージ〉



2 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務数

非常時優先業務の洗い出しについては、平成29年5月に策定した「豊川市役所地震対策業務継続計画」において、下表の「選定基準」、「影響の観点」、「影響の度合い」により、6件の各班共通業務及び323件の業務を非常時優先業務として選定しています。

令和6年度においては、組織の変更状況や、最近の地震における各自治体の対応状況を考慮し、各班による見直しを実施しました。

【非常時優先業務の選定基準】

業務区分	非常時優先業務の選定基準
応急復旧業務	・地域防災計画に記載されている応急対策業務 ・地域防災計画に記載されている復旧・復興業務のうち、早期実施の優先度が高いもの
通常業務	・通常業務のうち、業務継続の優先度が高いもの
発災後新たに発生する業務	・発災後の他の新規発生業務のうち、早期実施の優先度が高いもの

【業務停止による影響の観点】

業務停止による影響の観点	影響の内容(例)
市民の生命・生活・財産の保護	・市民への給付金交付業務の遅滞及び中断により、受給者の生活に大きな影響がある。
社会経済活動への影響	・業務が行われないことにより、市民や事業者の活動に支障が生じる。
市の機関及び他機関の業務への影響	・各部署との調整の遅滞及び中断により、業務実施が困難になる。
その他	・政策に関する業務の遅滞及び中断により、業務に影響がある。

【業務停止による影響の度合い】

影響度		経過時間まで業務停止した場合の影響例
1	軽微	・社会的影響はわずかに留まる。 ・ほとんどの人は、その行政対応は許容可能範囲であると理解する。
2	小さい	・若干の社会的影響が発生する。 ・大部分の人は、その行政対応は許容可能範囲であると理解する。
3	中程度	・社会的影響が発生する。 ・社会的な批判が一部で生じるが、過半数の人は、その行政対応は許容可能範囲であると理解する。
4	大きい	・相当の社会的影響が発生する。 ・社会的な批判が発生し、過半数の人は、その行政対応は許容可能範囲外であると考ええる。
5	甚大	・甚大な社会的影響が発生する。 ・大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能範囲外であると考ええる。

その結果、非常時優先業務は、各班共通業務 6 件のほか 3 3 2 件となりました。

【各班共通業務】

各班共通業務	内容
各班共通 1	市民の安全確保に関すること
各班共通 2	職員の出勤状況の確認に関すること
各班共通 3	所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
各班共通 4	災害対策実施状況の記録に関すること
各班共通 5	他の班への応援に関すること
各班共通 6	各協定に基づく応急対策業務の調整に関すること

【非常時優先業務数】

業務区分	対象業務数	非常時優先業務数
応急復旧業務	1 9 2 件	1 8 8 件
通常業務	1 , 0 1 8 件	1 3 0 件
発災後新たに発生する業務	2 7 件	1 4 件
合 計	1 , 2 2 3 件	3 3 2 件

※ 消防団及び病院医療部を除く。

(2) 各部（課）別の非常時優先業務数

非常時優先業務を各部別に集計したものは、下表のとおりです。

また、各課の非常時優先業務及び着手目標時期については、参考資料として、P 30以降に掲載しています。

【各部（課）別非常時優先業務数】

各部名	非常時優先業務数
危機管理課	1 2
企画部	2 5
総務部	1 8
財務部	3 1
福祉部	3 5
子ども健康部	1 5
市民部	4 9
産業環境部	1 9
建設部	1 7
都市整備部	2 4
上下水道部	2 3
消防本部	2 5
市民病院事務部	2 5
教育部	1 4
合 計	3 3 2

※ 消防団及び病院医療部を除く。

第4章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

1 非常時優先業務の実施体制

豊川市地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、以下の体制に速やかに移行します。

【災害対策本部の組織】

災害対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部付	教育長
	病院事業管理者
本部員	危機管理監
	企画部長
	総務部長
	議会事務局長
	財務部長
	財産管理監
	福祉部長
	子ども健康部長
	市民部長
	産業環境部長
	環境政策監
	建設部長
	都市整備部長
	上下水道部長
	消防長
	市民病院事務局長
	病院長
	教育部長

【災害対策本部各班の組織】

部名	班名	課名
—	危機管理班	危機管理課
企画部	秘書広報第1班	秘書課
	秘書広報第2班	元気なとよかわ発信課
	企画政策班	企画政策課
	情報管理第1班	情報政策課
	情報管理第2班	監査委員事務局

部名	班名	課名
総務部	行政班	行政課
	職員班	人事課
	契約検査班	契約検査課
	議会連絡班	議事課
財務部	経理班	財政課
	財産管理班	財産管理課
	証明班・被害調査班・体制整備班	市民税課 収納課 資産税課
	出納班	会計課
福祉部	福祉第1班	地域福祉課
	福祉第2班	障害福祉課
	高齢者支援班	介護高齢課
	避難誘導班	保険年金課
子ども健康部	子ども対策第1班	子育て支援課
	子ども対策第2班	保育課
	保健班	保健センター
市民部	安否確認班	市民課
	市民協働国際班	市民協働国際課
	人権生活安全班	人権生活安全課
	文化施設班	文化振興課
	支所第1班	一宮支所
	支所第2班	音羽支所
	支所第3班	御津支所
	支所第4班	小坂井支所
産業環境部	食糧調達班	農務課
	物資調達班	商工観光課
	企業立地推進班	企業立地推進課
	環境対策班	環境課
	清掃班	清掃事業課
建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課
	公共土木施設第2班	道路建設課
	住宅班	建築課
都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課
	公共土木施設第4班	区画整理課
	公共土木施設第5班	都市計画課
	公共土木施設第6班	市街地整備課
上下水道部	上下水道総務班	経営課
	給水班	水道整備課
	下水道班	下水整備課

部名	班名	課名
消防本部	総務班	総務課
	予防班	予防課
	通信指令班	通信指令課
	消防署班	消防署
	消防団班	消防団
市民病院事務部	病院管理第1班	庶務課
	病院管理第2班	経営企画室
	病院管理第3班	医事課
市民病院医療部	医療班	診療局 診療技術局 看護局 医療安全管理センター 患者サポートセンター キャリア支援センター
教育部	文教施設第1班	庶務課
	文教施設第2班	生涯学習課
	文教施設第3班	中央図書館
	学校教育班	学校教育課
	体育施設班	スポーツ課
	給食施設班	学校給食課

2 指揮命令系統

応急復旧業務については、豊川市災害対策本部要綱に定めるところにより、通常業務については、豊川市行政組織規則及び豊川市決裁規程に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施します。

3 職務代行

この業務継続計画では、大規模災害発生時に責任者の安否が不明な場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定めておきます。

【決定権限順位表】

豊川市災害 対策本部機 構決定権限	災害対策本部長（市長）の 職務代理者の順序 （災害対策本部組織としての 順位）	第1順位	副市長（建設部等以外担当）
		第2順位	副市長（建設部等担当）
		第3順位	危機管理監
		第4順位	企画部長
		第5順位	総務部長
	各災害対策本部員職務権 限の代理行使の順序	第1順位	次長
		第2順位	班長

第5章 地震発生時の職員参集体制と執務体制

1 災害対策本部における職員配備体制

災害対策本部の配備体制は、地震の大きさや被害程度等により、準備体制、第1非常配備、第2非常配備、第3非常配備に区分されています。

第1章の「8 業務継続計画の発動と終結」に記載されているとおり、震度5強以上の地震が発生したときは、本計画が自動発動され、第3非常配備として全組織により対処します。

2 避難所対策員の職員配備体制

本市では、92か所の避難所のうち、主たる避難所である小中学校、高等学校、地区市民館、生涯学習センター等73か所に避難所対策員を指名しています。あらかじめ任命された避難所対策員は、第3非常配備時には指定された避難所に自発的に参集し、避難所運営に携わるものとしています。

3 参集可能人数の算定

(1) 参集可能人数の算定方法

職員の居住地データに基づき、発災後、本庁舎、北庁舎及び各支所の各自参集場所まで参集が可能な職員数を算定しました。

対象職員数 820人

条件：令和7年3月18日現在の職員(再任用職員を含む)

市民病院職員、消防本部職員及び保育士を除く

病休、産休などの職員を除く

なお、参集場所は所属職場としましたが、避難所対策員については、指定された避難所に参集するものとしています。

(2) 算定根拠

ア 参集場所

所属職場に参集することとします。ただし、避難所対策員は、指定された避難所へ参集することとします。

イ 参集手段

道路啓開や交通規制の状況を考慮し、20km以内の職員は徒歩若しくは自転車での参集としました。

自宅から参集場所への歩行可能距離が20kmを超える職員は、徒歩のみによる参集はできず、鉄道等の公共交通機関が1週間は利用できない想定であることから、1週間後の参集としました。

また、発災直後の出発は困難であるため、発災から30分後に出発し、

徒歩若しくは自転車の場合 1 時間に 2 km の速度で参集するとしています。

ウ 参集困難者

本人または家族の死傷、自宅の被害、自宅近隣または参集途中における救出・救助活動への従事等のため、参集場所に向かうことができない参集困難者を考慮しています。

発災後の期間別に、下表のとおり参集困難者の割合を設定しています。

【参集困難者の割合】

発災後日数	参集困難者の割合
発災 3 日目まで	20 %
発災 4 日～7 日目	10 %
発災 8 日～10 日目	5 %
発災 11 日目以降	2 %

(3) 参集可能人数

参集可能人数は、下表のとおりです。

【発災後の職員の参集予測(全体)】

		発災当日の発災後時間				2 日	4	8	11	1 ヶ
		1	3	6	12	目	日目	日目	日目	月後
参集可能職員数(人)		160	507	625	643	643	722	790	813	813
参集率(%)		19.5	61.8	76.2	78.4	78.4	88.0	96.3	99.1	99.1
内訳	避難所対策員(人)	57	114	114	114	114	128	135	—	—
	それ以外の職員(人)	103	393	510	529	529	594	655	813	813

※ 消防、病院職員及び保育士を除いた職員で算出しています。

※ 11 日目からは避難所対策員を区分しない。

【発災後の職員の参集予測(部単位)】

(人)

	発災当日の発災後時間				2日目	4日目	8日目	11日目	1ヶ月後
	1	3	6	12					
危機管理課	0	6	7	7	7	9	10	10	10
企画部	2	26	33	41	41	46	49	56	56
総務部	2	16	24	26	26	30	32	52	52
財務部	5	27	40	49	49	55	61	84	84
福祉部	2	22	39	50	50	56	60	90	90
子ども健康部	4	38	53	62	62	69	79	88	88
市民部	5	29	43	52	52	59	64	82	82
産業環境部	3	24	50	58	58	65	73	91	91
建設部	6	29	41	50	50	56	63	65	65
都市整備部	4	19	31	36	36	41	46	57	57
上下水道部	1	11	30	44	44	50	54	60	60
教育委員会	3	16	38	51	51	58	64	78	78
合 計	103	393	511	528	528	602	655	813	813

※ 監査委員事務局は企画部、議会事務局は総務部、会計課は財務部へ統合しています。

4 地震発生時の執務環境

(1) 市役所本庁舎等の外部インフラの被害状況の想定

被害想定においては、電力や上下水道等の外部インフラの制約を市役所本庁舎等がどの程度受けるのかを想定する必要があります。

大規模災害発生時の市役所本庁舎等の外部インフラの被災状況について、以下のとおり設定します。

ア 市役所本庁舎等の外部インフラの被害状況

本庁舎等の外部インフラ	発災後の発生し得る状況
電気	・断線等により外部からの電力供給が中断する。 ・停電は、1週間継続する。 ・本庁舎・北庁舎・防災センター及び各支所は自家発電に切り替わる。
上水道	・管路や浄水場の被災又は停電で断水が発生する。 ・断水は、1週間継続する。 ・飲料に供することができなくなる。
下水道	・管路やポンプ場、処理場の被災又は停電により利用が困難となる。 ・下水道の利用支障は、3週間継続する。

本庁舎等の外部インフラ	発災後の発生し得る状況
都市ガス(低圧)	・ 低圧ガスは安全装置によりガスの供給が中断する可能性がある。 ・ ガス管が破損した場合、火災の危険性が高まる。
通信	・ 一般電話回線は使用不可能となり、不通が1週間継続する。 ・ 引込管路等での断線の可能性がある。 ・ インターネットの引込管路等での断線により利用支障が1週間は継続する。 ・ 庁内放送設備が損傷する可能性がある。 ・ 移動系防災行政無線205局(5回線)、衛星携帯電話2台を活用して通信する。

イ 本庁舎等の構造と被害状況の想定

被災により本庁舎にも被害が発生する可能性があります。大規模災害発生時の市役所本庁舎等の被害状況について、以下のとおり設定します。

(7) 市役所本庁舎等の構造

庁舎名	建設年度	構造	階数	延床面積
	耐震改修年度	耐震改修の内容		
本庁舎	昭和44年度	鉄筋コンクリート造 議場鉄骨鉄筋コンクリート造	地上3階	7,619.26 m ²
	平成16年度	オイルダンパー付鋼管ブレース制震補強 鉄骨ブレース耐震補強、コンクリート耐震壁新設及び増打ち 炭素繊維シートによる梁せん断補強 等		
北庁舎	昭和60年度	鉄筋コンクリート造	地上5階	5,257.07 m ²
防災センター	令和元年度	鉄筋コンクリート造	地上2階	1,205.61 m ²
一宮庁舎	昭和48年度	鉄筋コンクリート造	地上3階	3,014.83 m ²
	平成16年度	鉄骨ブレース耐震補強、増設壁補強、打増壁補強 等		
音羽庁舎	平成10年度	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上5階	5,242.17 m ²
御津庁舎	昭和51年度	鉄筋コンクリート造	地上3階 塔屋1階	3,074.99 m ²
	平成15年度	鉄骨ブレース耐震補強		
こざかい葵風館	令和3年度	鉄骨造	地上2階	3,102.03 m ²

(イ) 市役所本庁舎等の被害状況の想定と代替庁舎の考え方

北庁舎、音羽支所及びこざかい葵風館については、昭和56年5月以降の建設であり、耐震基準を満たしています。本庁舎、一宮庁舎、御津庁舎については、耐震診断及び耐震改修工事を実施しており、耐震基準を満たしています。

非常用電源設備は、本庁舎、北庁舎、防災センター及び全ての支所に整備されています。

地震による本庁舎等の建物倒壊が発生しない場合においても、壁や柱、ガラスの破損や亀裂の発生、天井板、照明器具等の非構造物の落下、書棚などの転倒により破片や書類等が床に散乱することが予想されます。

このため、本庁舎機能は、北庁舎へ移動させ業務の停滞を回避できるようにします。

支所機能については、各支所が使用できない場合、まず建設年度がもっとも新しいこざかい葵風館への機能移転を検討し、こざかい葵風館が使用できない場合には、建設年度が次に新しい音羽支所へ集約することを検討します。

【参考：非常用電源設備の整備状況】

	本庁舎及び北庁舎	防災センター
種別	ディーゼル発電装置 1基	ディーゼル発電装置 1基
容量	出力：225KVA 最大容量：180KW	出力：300kVA
燃料タンク	北庁舎東側外構（地下） A重油4000リットル 北庁舎東側外構（地上） 予備燃料槽 A重油390リットル	防災センター外構（地下） A重油5000リットル 防災センター屋上2階 A重油450リットル
稼動時間	最大容量負荷で55リットル／時間 約80時間稼働可能	最大容量負荷で64.9リットル／時間 約77時間稼働可能
立ち上がりまでの所要時間	約40秒	約2～3分
設置場所	北庁舎東側屋外（地上）	防災センター屋上（2階）
非常用電源直結コンセントの状況	自家発電装置配下のタップは赤いタップもしくは「G回路」の表示あり	センター内すべてが非常用電源直結コンセント

(2) 職員用備蓄品の状況

職員用備蓄食糧として、アルファ化米など3,000食、飲料水1,500本が防災センターに保管されています。また、豊川地区防災倉庫には、仮眠のために使用する毛布1,500枚や庁舎のトイレが使用できなくなることを想定し、簡易トイレ16式も備蓄しています。

(3) 重要情報のバックアップ及び外部保管の状況

- ・住民情報システム及び行政情報システムは、外部のデータセンターのサービスを利用しており、データセンター側で日次バックアップを取っています。
- ・仮想基盤システムは、豊川市防災センターに日時および月次バックアップを取っています。
- ・庁内型GISは、外部のデータセンターのサービスを利用しており、データセンター側で月2回バックアップを取っています。
- ・農業委員会サポートシステムは、月次で手動処理により外部データセンターにバックアップデータを保管しています。

なお、サーバー側でも不測の事態に備え、定期的にバックアップデータを保管しています。

第6章 非常時優先業務の実施に向けた課題と対策

1 初動態勢の確立

【課題】

- 非常時優先業務の実施に必要な職員に対し、部署ごとに参集した人員を把握し、部局間の応援を含めた調整体制が整備されていない。
- 発災初動期における業務遂行がスムーズに実施できるよう、各部署(課)における非常時優先業務遂行マニュアルが整備されていない。

【対策】

- 非常時優先業務ごとに必要な職員数と部署ごとの職員参集見込みから、職員班を中心に部局間の応援体制についての事前検討及び調整訓練を実施する。
- 市職員全体の災害時対応マニュアルである職員震災対策行動マニュアルを見直すとともに、部署(課)ごとに発災時の非常時優先業務実施マニュアルを作成する。

2 職員

【課題】

- 職員が安心して業務を遂行できるよう、勤務時間中における家族との安否確認方法が周知されていない。
- 災害対応業務への従事期間が長引くほど、職員の心や体のケアが必要になる。
- 発災直後に発生する膨大な非常時優先業務に対し、広域からの受援体制が整備されていない。

【対策】

- 豊川市防災アプリの運用訓練時に、各部署における登録外職員への連絡訓練も実施する。
- 家族の安否を確認するための災害用伝言ダイヤルや災害用掲示板等の使用方法について、職員への周知を徹底する。
- 各課等においては、初動を全員体制、その後は1人の職員の勤務が長時間になることがないように、健康管理を考慮した交替体制をとるものとする。
- 広域における受援を受けるためのマニュアルを作成・周知する。
- 非常時優先業務を本市職員だけで対応することは難しいことから、他の自治体との相互応援協定を締結することで発災後速やかに職員の応援を受けられる体制を構築しておく。

3 執務環境の確保

【課題】

- 本庁舎を始めとした各庁舎の耐震性は確保され、ガラス飛散防止対策などの対策も実施されているが、天井等非構造物落下の危険性に対する調査及び防止対策がされていない。
- 発災時にキャビネット等の転倒による片付けや整理のため、速やかに非常時優先業務の実施に着手できない。

【対策】

- 各庁舎の非構造物落下の危険性調査を実施し、落下の危険性がある箇所については落下防止対策を実施する。
- 各部署において、責任を持ってキャビネット等の転倒防止対策を実施する。

4 通信

【課題】

- 発災時の災害対策本部、各部署間及び、個々の情報共有をどのように行っていくか。
- 令和3年度から運用を開始した市民への情報伝達手段である「豊川防災アプリ」の周知の徹底。

【対策】

- 各部署が容易にリアルタイムで情報共有可能な新システムの導入、平常時の活用方法など検討を行う。
- 「豊川市防災アプリ」について各公共施設へのチラシ設置依頼及び、とよかわ安心メール、ホームページなどでの周知。
- テレビやラジオといった情報伝達手段により本市の情報を伝達する「Lアラート」について、防災訓練などの機会を活用し啓発を行う。

5 情報システム

【課題】

- 各部署が独自に管理・運用しているシステム機器について転倒防止対策が取られていないものがある。
- 災害時の外部への情報発信手段として重要な役割を担うホームページについて、発災時に更新できない状況となることも予想される。

【対策】

- システムの運転切り替えやバックアップデータの復元・復旧訓練を実施する。
- 情報システムの業務継続計画を常に見直し、システムの緊急対応作業内容を職員に徹底しておく。
- 各部署が独自に管理・運用しているシステム機器については、各部署が責任を持って固定対策を実施する。
- ホームページの管理について同時に被災しない自治体との相互応援協定の締結など、発災時にもホームページの更新が行えるよう対応を検討する。

第7章 業務継続計画の継続的な改善

業務継続計画は、一旦策定すればよいというものではありません。計画の実効性を確認し、高めていくためには、職員に対する教育や訓練を繰り返し実施するとともに、定期的にこの計画を点検・検証し、計画の改定・見直しを行っていく必要があります。

1 教育・訓練等

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続計画の内容を職員等に周知・浸透させ、さらに各部局が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要です。

このため、教育・訓練においては、危機管理課が中心となるものだけでなく、各部署が自律的に計画した教育・訓練を実施していく必要があります。

【危機管理課が中心となって実施する訓練】

- ・ 職員への緊急参集訓練
- ・ 災害対策本部の設置・運営訓練
- ・ 防災関係機関との連絡通報訓練 等

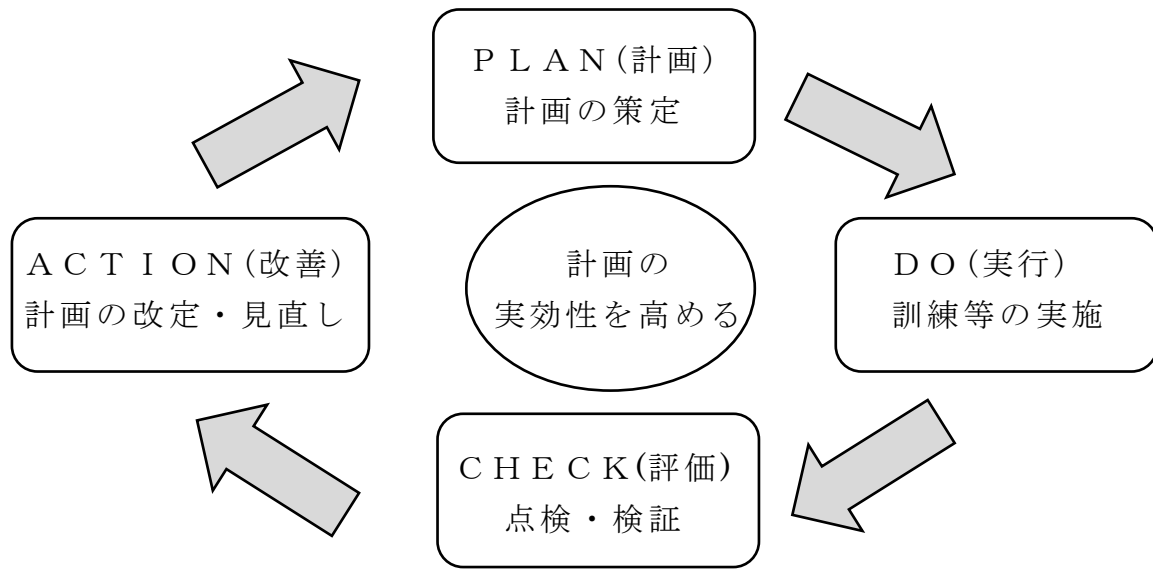
【各部署が中心となって実施する訓練】

- ・ 来客者や職員の避難訓練(各施設管理部署)
- ・ 火災発生を想定した消防訓練(各施設管理部署)
- ・ 非常用発電機の稼動訓練(各施設管理部署)
- ・ 停電時の情報システム切り替え訓練(システム管理及び利用部署)
- ・ 非常時優先業務の図上実施訓練(各部署) 等

2 計画の点検・検証

業務継続計画は、PDCAサイクルにより、継続的な改善を行っていく必要があります。そのため、本市では3年に1度、各課による非常時優先業務の点検、見直しを行うとともに、計画全体についても持続的改善を行います。(図－6)

〈図－6 業務継続計画の継続的改善のイメージ〉



〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
—	各班共通1			応急復旧業務	市民の安全確保に關すること。	5	発災直後
—	各班共通2			応急復旧業務	職員の出勤状況の確認に關すること。	5	発災直後
—	各班共通3			応急復旧業務	所管施設の被害調査及び応急復旧に關すること。	5	発災直後
—	各班共通4			応急復旧業務	災害対策実施状況の記録に關すること。	5	発災直後
—	各班共通5			応急復旧業務	他の班への応援に關すること。	5	発災直後
—	各班共通6			応急復旧業務	各協定に基づく応急対策業務の調整に關すること。	5	発災直後
1	—	危機管理班	危機管理課	応急復旧業務	防災会議及び災害対策本部の庶務に關すること。 (1) 災害情報及び被害情報の収集、取りまとめ並びに報告に關すること。	5	発災直後
2	—	危機管理班	危機管理課	応急復旧業務	防災会議及び災害対策本部の庶務に關すること。 (2) 自衛隊の派遣要請手続に關すること。	5	発災直後
3	—	危機管理班	危機管理課	応急復旧業務	防災会議及び災害対策本部の庶務に關すること。 (3) 県災害対策本部及び関係機関との連絡に關すること。	5	発災直後
4	—	危機管理班	危機管理課	応急復旧業務	防災会議及び災害対策本部の庶務に關すること。 (4) 会議記録に關すること。	5	発災直後
5	—	危機管理班	危機管理課	応急復旧業務	移動系防災行政無線・防災情報伝達システム(同報系)の運用に關すること。	5	発災直後
6	—	危機管理班	危機管理課	応急復旧業務	県災害対策本部への被害速報に關すること。	5	発災直後
7	—	危機管理班	危機管理課	通常業務	災害対策本部及び地震災害警戒本部に關すること。	5	発災直後
8	—	危機管理班	危機管理課	通常業務	地震対策業務継続計画の策定及びその実施の総括に關すること。	5	発災直後
9	—	危機管理班	危機管理課	通常業務	自主防災会等の指導及び育成に關すること。	5	発災直後
10	—	危機管理班	危機管理課	通常業務	移動系防災行政無線・防災情報伝達システム(同報系)に關すること。	5	発災直後
11	—	危機管理班	危機管理課	通常業務	危機管理に係る事務の総合調整に關すること。	5	発災直後
12	—	危機管理班	危機管理課	通常業務	防災センターの管理・運営に關すること。	5	発災直後
13	企画部	秘書広報班第1班	秘書課	応急復旧業務	本部長及び副本部長の秘書に關すること。	5	発災直後
14	企画部	秘書広報班第1班	秘書課	応急復旧業務	市民に対する情報提供に關すること。	5	1h
15	企画部	秘書広報班第1班	秘書課	応急復旧業務	報道機関に対する情報提供及び連絡に關すること。	5	3h
16	企画部	秘書広報班第1班	秘書課	応急復旧業務	被害状況等の撮影及び記録に關すること。	3	2日目
17	企画部	秘書広報班第1班	秘書課	応急復旧業務	災害視察者の応接に關すること。	3	2日目
18	企画部	秘書広報班第2班	元氣なとよかわ発信課	応急復旧業務	市民に対する情報提供に關すること。	5	1h
19	企画部	秘書広報班第2班	元氣なとよかわ発信課	応急復旧業務	報道機関に対する情報提供及び連絡に關すること。	5	3h
20	企画部	秘書広報班第2班	元氣なとよかわ発信課	応急復旧業務	被害状況等の撮影及び記録に關すること。	1	2日目
21	企画部	秘書広報班第2班	元氣なとよかわ発信課	通常業務	とよかわ応援基金に關すること。	5	発災直後
22	企画部	秘書広報班第2班	元氣なとよかわ発信課	通常業務	広報大使活動に關する事務を行う。	1	3日目
23	企画部	企画政策班	企画政策課	応急復旧業務	国、県への陳情、要望に關すること。	5	4日目
24	企画部	企画政策班	企画政策課	応急復旧業務	総合的な復旧、復興計画の取りまとめに關すること。	5	4日目
25	企画部	情報管理第1班	情報政策課	応急復旧業務	被害情報の整理に關すること。	5	3日目
26	企画部	情報管理第1班	情報政策課	応急復旧業務	災害対策実施状況の整理に關すること。	3	3日目
27	企画部	情報管理第1班	情報政策課	応急復旧業務	災害に伴う各種データの作成に關すること。	1	4日目
28	企画部	情報管理第1班	情報政策課	通常業務	情報システムの構築及び運用管理に關すること。 ・電算室内サーバー機器及び無停電電源装置の運用管理に關すること。	3	3h
29	企画部	情報管理第1班	情報政策課	通常業務	情報通信網の整備及び運用管理に關すること。 ・庁内及び庁外の情報通信網の運用管理に關すること。	3	6h
30	企画部	情報管理第1班	情報政策課	通常業務	情報通信網の整備及び運用管理に關すること。 ・庁内の情報通信網の運用管理に關すること。	3	2日目
31	企画部	情報管理第1班	情報政策課	通常業務	情報システムの構築及び運用管理に關すること。 ・情報システム(住民系)の構築及び運用管理に關すること。	3	2日目
32	企画部	情報管理第1班	情報政策課	通常業務	情報通信網の整備及び運用管理に關すること。 ・庁外の情報通信網の運用管理に關すること。	3	8日目
33	企画部	情報管理第1班	情報政策課	通常業務	情報システムの構築及び運用管理に關すること。 ・情報システム(行政系)の構築及び運用管理に關すること。	3	8日目
34	企画部	情報管理第2班	監査委員事務局	応急復旧業務	被害情報の整理に關すること。	5	3日目
35	企画部	情報管理第2班	監査委員事務局	応急復旧業務	災害対策実施状況の整理に關すること。	3	3日目
36	企画部	情報管理第2班	監査委員事務局	応急復旧業務	災害に伴う各種データの作成に關すること。	1	4日目
37	企画部	情報管理第2班	監査委員事務局	応急復旧業務	監査委員の所在確認・情報提供・組織運営	1	4日目
38	総務部	行政班	行政課	応急復旧業務	緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付に關すること。	5	発災直後
39	総務部	行政班	行政課	通常業務	選挙管理委員会との連絡に關すること。	5	発災直後
40	総務部	行政班	行政課	通常業務	公示に關すること。	5	発災直後
41	総務部	行政班	行政課	通常業務	文書を受領及び発送に關すること。	5	発災直後
42	総務部	行政班	行政課	通常業務	公印の管理に關すること。	5	発災直後
43	総務部	職員班	人事課	応急復旧業務	職員の出勤状況の把握及び各部門の応援体制の調整に關すること。	5	発災直後
44	総務部	職員班	人事課	応急復旧業務	職員の給食、執務環境及び保健衛生に關すること。	5	3h
45	総務部	職員班	人事課	応急復旧業務	地方公共団体への応援要請、受け入れ及び配置に關すること。	5	12h
46	総務部	職員班	人事課	応急復旧業務	地方公共団体等の職員の応援要請手続に關すること。	5	12h
47	総務部	職員班	人事課	応急復旧業務	労働者の雇用に關すること。	5	3日目
48	総務部	職員班	人事課	通常業務	職員の定数及び配置に關すること。	5	8日目
49	総務部	職員班	人事課	通常業務	職員の任免、分限、懲戒及び服務に關すること。	5	2日目
50	総務部	職員班	人事課	通常業務	職員の公務災害補償に關すること。	3	4日目

〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
51	総務部	出納班	会計課	応急復旧業務	見舞金品及び義援金品の受領、保管及び仕分けに すること。	5	発災直後
52	総務部	出納班	会計課	応急復旧業務	見舞金品及び義援金品の受領に伴う礼状の送付に すること。	1	3日目
53	総務部	出納班	会計課	応急復旧業務	災害対策に要する経費及び物品の出納に関する こと。	5	発災直後
54	総務部	出納班	会計課	通常業務	支出負担行為の確認に関すること。	2	6h
55	総務部	出納班	会計課	通常業務	収入及び支出命令の審査に関すること。 ・支払業務に関すること。	2	6h
56	総務部	出納班	会計課	通常業務	収入及び支出命令の審査に関すること。 ・収入業務に関すること。	2	6h
57	総務部	出納班	会計課	通常業務	現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属 する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。	2	6h
58	総務部	議会連絡班	議事課	応急復旧業務	議会との連絡調整に関すること	5	発災直後
59	総務部	議会連絡班	議事課	災害後に新たに発生する業務	本会議等の開催準備 議場及び議会関係各室の機器管理に関すること。	2	4日目
60	総務部	議会連絡班	議事課	災害後に新たに発生する業務	議員への情報提供・所在確認・組織運営	3	発災直後
61	総務部	財産管理第2班	契約検査課	応急復旧業務	災害対策活動に要する資材及び物品の購入に関 する	5	3日目
62	総務部	財産管理第2班	契約検査課	応急復旧業務	災害復旧工事の契約及び検査に関すること。	5	3日目
63	財務部	経理班	財政課	応急復旧業務	災害対策関係費の予算措置に関すること。	3	4日目
64	財務部	財産管理班	財産管理課	応急復旧業務	来庁者の安全確保に関すること。	5	発災直後
65	財務部	財産管理班	財産管理課	応急復旧業務	車両の確保及び配分に関すること。	5	発災直後
66	財務部	財産管理班	財産管理課	応急復旧業務	車両等の燃料確保に関すること。	5	発災直後
67	財務部	財産管理班	財産管理課	通常業務	庁舎及び構内の管理に関すること。	5	発災直後
68	財務部	財産管理班	財産管理課	通常業務	公用自動車等(他の課等の所管に属するものを除く。 。)の集中管理に関すること。	5	発災直後
69	財務部	被害調査第1班	市民税課	応急復旧業務	家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	5	3日目
70	財務部	被害調査第1班	市民税課	応急復旧業務	罹災証明等に関すること。	5	12h
71	財務部	証明班	市民税課	通常業務	市民税及び県民税の申告納付、賦課、更正及び決 定に関すること。 ・法人市民税の申告納付、更正及び決定に関するこ と。	4	8日目
72	財務部	証明班	市民税課	通常業務	市民税及び県民税の納期限の変更及び減免に関 すること。	4	8日目
73	財務部	証明班	市民税課	通常業務	税制の企画及び調整に関すること。 ・豊川市市税条例の改正に関すること。	5	発災直後
74	財務部	証明班	市民税課	通常業務	軽自動車税(種別割)の納期限の変更及び減免に関 すること。 ・軽自動車税の減免に関すること。	4	8日目
75	財務部	証明班	市民税課	通常業務	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試 乗標識に関すること。 ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録・廃車 及び試乗標識の交付等に関すること。	4	8日目
76	財務部	証明班	市民税課	通常業務	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試 乗標識に関すること。 ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録・廃車 状況の照会・回答に関すること。	5	発災直後
77	財務部	証明班	市民税課	災害後に新たに発生する業務	市税の申告・納付等の期限の延長に関すること。	4	4日目
78	財務部	証明班	市民税課	災害後に新たに発生する業務	市税の震災に対応した税制措置の広報活動に関 する	4	8日目
79	財務部	体制整備班	収納課	応急復旧業務	罹災証明及び罹災届出証明に関すること。 ・徴収猶予に関すること。	5	12h
80	財務部	体制整備班	収納課	応急復旧業務	家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	5	3日目
81	財務部	被害調査班	資産税課	応急復旧業務	罹災証明及び罹災届出証明に関すること。	5	12h
82	財務部	被害調査班	資産税課	応急復旧業務	家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	5	3日目
83	財務部	被害調査班	資産税課	通常業務	土地に係る固定資産税及び都市計画税の納期限の 変更及び減免に関すること。	1	1ヵ月後
84	財務部	被害調査班	資産税課	通常業務	家屋に係る固定資産税及び都市計画税の納期限の 変更及び減免に関すること。	1	1ヵ月後
85	財務部	被害調査班	資産税課	通常業務	償却資産に係る固定資産税の納期限の変更及び減 免に関すること。	1	1ヵ月後
86	財務部	被害調査班	資産税課	通常業務	税務に係る証明に関すること。	5	4日目
87	福祉部	福祉班	地域福祉課	応急復旧業務	義援金の配分に関すること。	3	4日目
88	福祉部	福祉班	地域福祉課	応急復旧業務	災害弔慰金の支給等に関すること。	5	12h
89	福祉部	福祉班	地域福祉課	応急復旧業務	福祉避難所の運営に関すること。	5	発災直後
90	福祉部	福祉班	地域福祉課	通常業務	生活保護に関すること。	5	2日目
91	福祉部	福祉班	地域福祉課	通常業務	戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。	5	2日目
92	福祉部	福祉班	地域福祉課	通常業務	生活困窮者の自立支援に関すること。	5	2日目
93	福祉部	福祉班	障害福祉課	応急復旧業務	福祉避難所の運営に関すること。	5	発災直後
94	福祉部	福祉班	障害福祉課	応急復旧業務	身体障害者、知的障害者、精神障害者の援護に関 すること。	5	3h
95	福祉部	福祉班	障害福祉課	応急復旧業務	身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施 設との連絡調整に関すること。	5	3h
96	福祉部	福祉班	障害福祉課	通常業務	身体、知的、精神障害者手帳に関すること。	3	3日目
97	福祉部	福祉班	障害福祉課	通常業務	自立支援医療(精神通院)に関すること。	3	3日目
98	福祉部	福祉班	障害福祉課	通常業務	障害者手当に関すること。	3	3h

〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
99	福祉部	福祉班	障害福祉課	通常業務	障害福祉サービスに関すること。 ・障害福祉サービス給付事業	4	3h
100	福祉部	福祉班	障害福祉課	通常業務	障害福祉サービスに関すること。 ・障害者相談支援業務	4	3h
101	福祉部	福祉班	障害福祉課	通常業務	障害福祉サービスに関すること。 ・地域生活支援事業(給付事業)	4	3h
102	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。	5	1h
103	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	応急復旧業務	福祉避難所の運営に関すること。	5	発災直後
104	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	応急復旧業務	高齢者の援護に関すること。	5	1h
105	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	応急復旧業務	老人福祉施設、居宅介護支援事業者、老人保健施設等との連絡調整に関すること。	4	1h
106	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	高齢者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。	5	1h
107	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	高齢者虐待防止に関すること。	4	発災直後
108	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	東三河広域連合福祉事業部介護保険課との連絡調整に関すること。 ・東三河広域連合、愛知県、介護事業者との連絡調整関係事務	4	発災直後
109	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	東三河広域連合福祉事業部介護保険課との連絡調整に関すること。 ・認定申請受付事務、要介護認定者の転入・転出に係る事務	4	3日目
110	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	東三河広域連合福祉事業部介護保険課との連絡調整に関すること。 ・訪問調査情報管理事務	4	8日目
111	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	地域包括支援センターに関すること。	5	1h
112	福祉部	高齢者支援班	介護高齢課	通常業務	避難行動要支援者の情報提供	5	1h
113	福祉部	避難誘導班	保険年金課	応急復旧業務	避難勧告等に伴う避難誘導に関すること。	5	発災直後
114	福祉部	避難誘導班	保険年金課	応急復旧業務	見舞品及び義援品の配分に関すること。	1	2日目
115	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	国民健康保険事業の企画、調整及び運営に関すること。	3	発災直後
116	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	国民健康保険被保険者資格の取得及び喪失に関すること。	1	8日目
117	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	国民健康保険の給付に関すること。	1	8日目
118	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	国民健康保険料の納期限の変更及び減免に関すること。	1	8日目
119	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付に関すること。	1	8日目
120	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	後期高齢者医療保険料の納期限の変更及び滞延金の減免に関すること。	1	8日目
121	福祉部	避難誘導班	保険年金課	通常業務	福祉医療費受給者証に係る申請及び届出の受付に関すること。	1	8日目
122	子ども健康部	子ども対策第1班	子育て支援課	応急復旧業務	児童福祉施設との連絡調整に関すること。	5	発災直後
123	子ども健康部	子ども対策第1班	子育て支援課	通常業務	放課後児童健全育成事業に関すること。	2	12h
124	子ども健康部	子ども対策第1班	子育て支援課	通常業務	養育支援訪問事業に関すること。	2	8日目
125	子ども健康部	子ども対策第1班	子育て支援課	通常業務	児童虐待防止に関すること。	2	8日目
126	子ども健康部	子ども対策第2班	子育て支援課	通常業務	児童発達支援事業に関すること。 ・障害児計画相談支援事業の実施。	4	3h
127	子ども健康部	子ども対策第2班	保育課	応急復旧業務	園児の安否確認及び被災状況の調査に関すること。	2	12h
128	子ども健康部	子ども対策第2班	保育課	応急復旧業務	児童福祉施設との連絡調整に関すること。	5	発災直後
129	子ども健康部	子ども対策第2班	保育課	応急復旧業務	応急保育に関すること。	2	2日目
130	子ども健康部	保健班	保健センター	応急復旧業務	救護所の設置に関すること。	5	6h
131	子ども健康部	保健班	保健センター	応急復旧業務	救急薬品及び衛生材料の調達に関すること。	5	6h
132	子ども健康部	保健班	保健センター	応急復旧業務	医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。	5	6h
133	子ども健康部	保健班	保健センター	応急復旧業務	被災者の保健指導に関すること。	4	3日目
134	子ども健康部	保健班	保健センター	通常業務	休日夜間急病診療に関すること。	3	8日目
135	子ども健康部	保健班	保健センター	通常業務	妊娠届、低体重児の届出及び母子健康手帳に関すること。	2	8日目
136	子ども健康部	保健班	保健センター	通常業務	養育医療の給付に関すること。	2	8日目
137	市民部	安否確認班	市民課	応急復旧業務	避難者名簿のとりまとめに関すること。	5	3h
138	市民部	安否確認班	市民課	応急復旧業務	被災者の安否問合せに関すること。	5	2日目
139	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	住民基本台帳の記録、整備及び通知に関すること。	3	4日目
140	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	印鑑登録に関する届出の受付及び印鑑登録原票の整備に関すること。	3	4日目
141	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	公的個人認証における電子証明書の申請等の受付及び提供に関すること。	3	4日目
142	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	住民票等の記載事項証明、身分証明、印鑑登録証明その他の証明に関すること。	3	4日目
143	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	住民基本台帳関係の各種届出の受付に関すること。	3	4日目
144	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	戸籍関係の各種届出の受付に関すること。	3	4日目
145	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	戸籍の記録、整備及び通知に関すること。	3	4日目
146	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	埋火葬及び改葬の許可に関すること。	5	2日目
147	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	死産届に関すること。	5	2日目
148	市民部	安否確認班	市民課	通常業務	公用及び郵送請求による戸籍及び住民基本台帳関係の謄抄本等の交付に関すること。	3	4日目
149	市民部	市民協働国際班	市民協働国際課	応急復旧業務	災害ボランティアセンターの運営に関すること。	5	発災直後

〈参考資料:各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
150	市民部	市民協働国際班	市民協働国際課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。	5	発災直後
151	市民部	市民協働国際班	市民協働国際課	応急復旧業務	外国人の被災相談窓口の開設に関すること。	3	3h
152	市民部	市民協働国際班	市民協働国際課	応急復旧業務	外国人市民に対する情報提供に関すること。	3	1h
153	市民部	市民協働国際班	市民協働国際課	応急復旧業務	姉妹都市及び友好都市との交流に関すること。	5	3h
154	市民部	人権生活安全班	人権生活安全課	応急復旧業務	被災者の相談に関すること。	1	3日目
155	市民部	人権生活安全班	人権生活安全課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。	5	発災直後
156	市民部	人権生活安全班	人権生活安全課	応急復旧業務	道路規制に係る警察署等との連絡調整に関すること。	3	6h
157	市民部	人権生活安全班	人権生活安全課	通常業務	市民相談に関すること。	1	3日目
158	市民部	人権生活安全班	人権生活安全課	通常業務	交通安全対策(工事を除く。)に関すること。	1	6h
159	市民部	人権生活安全班	人権生活安全課	通常業務	防犯に関すること。	1	12h
160	市民部	文化施設班	文化振興課	応急復旧業務	施設利用者の安全確保に関すること。	5	3h
161	市民部	文化施設班	文化振興課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。	5	3h
162	市民部	支所第1班	一宮支所	応急復旧業務	地区内における被害情報等の収集・取りまとめに関すること。	5	発災直後
163	市民部	支所第1班	一宮支所	応急復旧業務	支所内の車両の配分に関すること。	1	発災直後
164	市民部	支所第1班	一宮支所	応急復旧業務	支所内の職員の給食及び保健衛生に関すること。	1	12h
165	市民部	支所第1班	一宮支所	応急復旧業務	地区内における家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	1	3日目
166	市民部	支所第1班	一宮支所	応急復旧業務	地区内における避難情報に伴う避難誘導に関すること。	5	発災直後
167	市民部	支所第1班	一宮支所	応急復旧業務	地区内の避難所及びその他施設との連絡に関すること。	5	1h
168	市民部	支所第2班	音羽支所	応急復旧業務	地区内における被害情報等の収集・取りまとめに関すること。	5	発災直後
169	市民部	支所第2班	音羽支所	応急復旧業務	支所内の車両の配分に関すること。	1	発災直後
170	市民部	支所第2班	音羽支所	応急復旧業務	支所内の職員の給食及び保健衛生に関すること。	1	12h
171	市民部	支所第2班	音羽支所	応急復旧業務	地区内における家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	1	3日目
172	市民部	支所第2班	音羽支所	応急復旧業務	地区内における避難情報に伴う避難誘導に関すること。	5	発災直後
173	市民部	支所第2班	音羽支所	応急復旧業務	地区内の避難所及びその他施設との連絡に関すること。	5	1h
174	市民部	支所第3班	御津支所	応急復旧業務	地区内における被害情報等の収集・取りまとめに関すること。	5	発災直後
175	市民部	支所第3班	御津支所	応急復旧業務	支所内の車両の配分に関すること。	1	発災直後
176	市民部	支所第3班	御津支所	応急復旧業務	支所内の職員の給食及び保健衛生に関すること。	1	12h
177	市民部	支所第3班	御津支所	応急復旧業務	地区内における家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	1	3日目
178	市民部	支所第3班	御津支所	応急復旧業務	地区内における避難情報に伴う避難誘導に関すること。	5	発災直後
179	市民部	支所第3班	御津支所	応急復旧業務	地区内の避難所及びその他施設との連絡に関すること。	5	1h
180	市民部	支所第4班	小坂井支所	応急復旧業務	地区内における被害情報等の収集・取りまとめに関すること。	5	発災直後
181	市民部	支所第4班	小坂井支所	応急復旧業務	支所内の車両の配分に関すること。	1	発災直後
182	市民部	支所第4班	小坂井支所	応急復旧業務	支所内の職員の給食及び保健衛生に関すること。	1	12h
183	市民部	支所第4班	小坂井支所	応急復旧業務	地区内における家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。	1	3日目
184	市民部	支所第4班	小坂井支所	応急復旧業務	地区内における避難情報に伴う避難誘導に関すること。	5	発災直後
185	市民部	支所第4班	小坂井支所	応急復旧業務	地区内の避難所及びその他施設との連絡に関すること。	5	1h
186	産業環境部	企業立地推進班	企業立地推進課	応急復旧業務	臨海埋立地域に対する情報提供及び収集並びに被害調査に関すること。	5	発災直後
187	産業環境部	食料調達班	農務課	応急復旧業務	食糧の調達、給与に関すること。	5	発災直後
188	産業環境部	食料調達班	農務課	応急復旧業務	農林水産関係の被害調査に関すること。	5	2日目
189	産業環境部	食料調達班	農務課	応急復旧業務	農林水産関係の被害証明に関すること。	4	3日目
190	産業環境部	食料調達班	農務課	通常業務	農畜水産物の流通合理化対策に関すること。	3	4日目
191	産業環境部	食料調達班	農務課	通常業務	畜産の振興及び家畜防疫に関すること。	3	4日目
192	産業環境部	食料調達班	農務課	通常業務	治山事業に関すること。	5	2日目
193	産業環境部	物資調達班	商工観光課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。	5	3h
194	産業環境部	物資調達班	商工観光課	応急復旧業務	被服、寝具その他生活必需品の調達、給与又は貸与に関すること。	5	3h
195	産業環境部	物資調達班	商工観光課	応急復旧業務	商工業及び観光施設の被害調査に関すること。	2	8日目
196	産業環境部	物資調達班	商工観光課	応急復旧業務	商工業関係の被害証明に関すること。	2	8日目
197	産業環境部	物資調達班	商工観光課	通常業務	中小企業事業資金及び勤労者資金の融資に関すること。	3	4日目
198	産業環境部	環境対策班	環境課	応急復旧業務	遺体の収容場所の設置及び管理に関すること。	5	3h
199	産業環境部	環境対策班	環境課	応急復旧業務	遺体の収容及び埋火葬に関すること。	5	発災直後
200	産業環境部	環境対策班	環境課	応急復旧業務	防疫・衛生対策に関すること。	5	6h
201	産業環境部	環境対策班	環境課	応急復旧業務	入浴施設の設置に関すること。	5	2日目
202	産業環境部	清掃班	清掃事業課	応急復旧業務	し尿、ごみの収集及び処理に関すること。 ・災害廃棄物等対策の総務業務に関すること。 ・仮設トイレ等のし尿のくみ取りに関すること。 ・ごみの収集に関すること。	5	3h
203	産業環境部	清掃班	清掃事業課	応急復旧業務	がれき、廃材等の廃棄物の処理に関すること。 ・災害廃棄物等対策の総務業務に関すること。 ・災害廃棄物等の保管、処分に關すること。	5	3h

〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
204	産業環境部	清掃班	清掃事業課	通常業務	路上死亡動物の死体回収及び処理に関すること。	4	3日目
205	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	応急復旧業務	土石、竹木等障害物の除去に関すること。	5	発災直後
206	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	応急復旧業務	工作物等の除去及び保管に関すること。	5	発災直後
207	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	5	発災直後
208	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	応急復旧業務	豊川建設業協会及び豊川造園建設協同組合との連絡調整に関すること。	5	発災直後
209	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	通常業務	道路、農道、橋りょう、交通安全施設及び農道施設の維持管理並びに災害復旧事業に関すること。	5	発災直後
210	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	通常業務	国及び県事業に係る排水機場等の業務受託に関すること。	5	発災直後
211	建設部	公共土木施設第1班	道路河川管理課	通常業務	河川、排水路及び港湾の維持管理及び災害復旧事業に関すること。	5	発災直後
212	建設部	公共土木施設第2班	道路建設課	応急復旧業務	土石、竹木等障害物の除去に関すること。	5	2日目
213	建設部	公共土木施設第2班	道路建設課	応急復旧業務	工作物等の除去及び保管に関すること。	5	2日目
214	建設部	公共土木施設第2班	道路建設課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	5	発災直後
215	建設部	公共土木施設第2班	道路建設課	応急復旧業務	豊川建設業協会、豊川造園建設協同組合及び豊川電気災害安全協力会との連絡調整に関すること。	5	発災直後
216	建設部	住宅班	建築課	応急復旧業務	住宅の応急修理に関すること。	5	発災直後
217	建設部	住宅班	建築課	応急復旧業務	建築物の応急危険度判定に関すること。	5	発災直後
218	建設部	住宅班	建築課	応急復旧業務	応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。	5	3日目
219	建設部	住宅班	建築課	応急復旧業務	応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。	5	4日目
220	建設部	住宅班	建築課	通常業務	市営住宅の建設及び維持管理に関すること。	5	2日目
221	建設部	住宅班	建築課	通常業務	市営住宅の入退去に関すること。	5	2日目
222	都市整備部	公共土木施設第5班	都市計画課	応急復旧業務	土石、竹木等障害物の除去に関すること。	5	発災直後
223	都市整備部	公共土木施設第5班	都市計画課	応急復旧業務	工作物等の除去及び保管に関すること。	5	発災直後
224	都市整備部	公共土木施設第5班	都市計画課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	5	発災直後
225	都市整備部	公共土木施設第5班	都市計画課	応急復旧業務	豊川建設業協会及び豊川造園建設協同組合との連絡調整に関すること。	5	3h
226	都市整備部	公共土木施設第5班	都市計画課	災害後に新たに発生する業務	建築制限並びに復興計画策定及び復興都市計画決定に関すること。	3	発災直後
227	都市整備部	公共土木施設第6班	市街地整備課	応急復旧業務	土石、竹木等障害物の除去に関すること。	5	発災直後
228	都市整備部	公共土木施設第6班	市街地整備課	応急復旧業務	工作物等の除去及び保管に関すること。	5	発災直後
229	都市整備部	公共土木施設第6班	市街地整備課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	5	発災直後
230	都市整備部	公共土木施設第6班	市街地整備課	応急復旧業務	豊川建設業協会及び豊川造園建設協同組合との連絡調整に関すること。	5	3h
231	都市整備部	公共土木施設第6班	市街地整備課	応急復旧業務	公共交通機関の運行状況の確認に関すること。	4	発災直後
232	都市整備部	公共土木施設第6班	市街地整備課	応急復旧業務	帰宅困難者に関すること。	5	3h
233	都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課	応急復旧業務	土石、竹木等障害物の除去に関すること。	5	3日目
234	都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課	応急復旧業務	工作物等の除去及び保管に関すること。	5	3日目
235	都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	5	発災直後
236	都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課	応急復旧業務	豊川建設業協会及び豊川造園建設協同組合との連絡調整に関すること。	5	発災直後
237	都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課	通常業務	公園、緑地及び児童遊園の使用並びに占用に関すること。	5	発災直後
238	都市整備部	公共土木施設第3班	公園緑地課	災害後に新たに発生する業務	災害時の公園機能復旧に関すること。	5	2日目
239	都市整備部		赤塚山公園	通常業務	赤塚山公園施設の維持管理に関する定期的業務	5	発災直後
240	都市整備部		赤塚山公園	通常業務	ぎょぎょランドの運営に関する業務	5	発災直後
241	都市整備部		赤塚山公園	通常業務	アニアニまあるの運営に関する業務	5	発災直後
242	都市整備部	公共土木施設第4班	区画整理課	応急復旧業務	土石、竹木等障害物の除去に関すること。	4	12h
243	都市整備部	公共土木施設第4班	区画整理課	応急復旧業務	工作物等の除去及び保管に関すること。	4	12h
244	都市整備部	公共土木施設第4班	区画整理課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	5	3h
245	都市整備部	公共土木施設第4班	区画整理課	応急復旧業務	豊川建設業協会、豊川造園建設協同組合及び豊川電気災害安全協力会との連絡調整に関すること。	5	3h
246	上下水道部	上下水道総務班・給水班	経営課・水道整備課	応急復旧業務	応急給水に関すること。	5	発災直後
247	上下水道部	上下水道総務班・給水班	経営課・水道整備課	応急復旧業務	豊川市上下水道工事協同組合との連絡調整に関すること。	5	発災直後
248	上下水道部	上下水道総務班・給水班	経営課・水道整備課	応急復旧業務	応急復旧、応急給水の応援要請、受け入れ及び配置に関すること。	5	発災直後
249	上下水道部	上下水道総務班・給水班	経営課・水道整備課	応急復旧業務	災害応急費の予算措置に関すること。	1	発災直後
250	上下水道部	上下水道総務班	経営課	通常業務	工事、工事用資材等の入札及び契約に関すること。	5	発災直後
251	上下水道部	上下水道総務班	経営課	通常業務	公用自動車に関すること。	5	発災直後
252	上下水道部	上下水道総務班	経営課	通常業務	給水の開始、中止等に関すること。	1	発災直後
253	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	給水工事に係る原本の整理保管に関すること。 ・水道地図情報システムに関すること。	1	4日後
254	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	水源及び浄水施設の維持管理に関すること。 ・施設及び器機修繕に関すること。	5	6h
255	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	水源及び浄水施設の維持管理に関すること。 ・水運用及び運転管理に関すること。	5	6h
256	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	配水池及びポンプ場の維持管理に関すること。 ・施設及び器機修繕に関すること。	5	6h
257	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	配水池及びポンプ場の維持管理に関すること。 ・水運用及び運転管理に関すること。	5	6h
258	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	薬品(水質係の管理に係るものを除く。)の管理に関すること。	4	8日目
259	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	夜間、休日等における水道施設の故障等に関すること。	5	12h

〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
260	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	水道の水質保全に関すること。	5	3h
261	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	水道の水質検査及び水質試験に関すること。 ・水道水の水質検査機器の運転管理に関すること。	5	3h
262	上下水道部	給水班	水道整備課	通常業務	水道の水質検査及び水質試験に関すること。 ・水道水の毎日検査に関すること。	5	12h
263	上下水道部	上下水道総務班・下水道班	経営課・下水整備課	応急復旧業務	豊川浄化センターとの連絡調整に関すること。	3	12h
264	上下水道部	上下水道総務班・下水道班	経営課・下水整備課	応急復旧業務	所管工事現場の二次災害防止に関すること。	3	3h
265	上下水道部	上下水道総務班・下水道班	経営課・下水整備課	応急復旧業務	豊川建設業協会との連絡調整に関すること。	3	4h
266	上下水道部	上下水道総務班・下水道班	経営課・下水整備課	応急復旧業務	災害応急費の予算措置に関すること。	1	発災直後
267	上下水道部	下水道班	下水整備課	通常業務	公共下水道施設の維持管理に関すること。	3	発災直後
268	上下水道部	下水道班	下水整備課	通常業務	農業集落排水施設の維持管理に関すること。	3	発災直後
269	消防本部	総務班	総務課	応急復旧業務	消防本部が収集した被害状況の取りまとめに関する	5	発災直後
270	消防本部	総務班	総務課	応急復旧業務	消防本部の活動状況の取りまとめに関すること。	5	発災直後
271	消防本部	総務班	総務課	応急復旧業務	消火、救急救助の応援要請、受入れ及び配置に関する	5	発災直後
272	消防本部	総務班	総務課	応急復旧業務	消防機械器具の整備並びに燃料の確保に関すること。	5	発災直後
273	消防本部	総務班	総務課	通常業務	物品の購入、出納及び修理に関すること。消防及び救	4	6h
274	消防本部	総務班	総務課	通常業務	職員の公務災害補償に関すること。消防団員の公務	4	3h
275	消防本部	総務班	総務課	通常業務	消防団に関すること。水防に関すること。自警団に関する	5	1h
276	消防本部	総務班	総務課	通常業務	消防水利施設に関すること。	5	3h
277	消防本部	総務班	総務課	災害後に新たに発生する業務	職員用食料・日用品・仮眠具等の確保	5	6h
278	消防本部	予防班	予防課	応急復旧業務	火災予防に関すること。	4	2日目
279	消防本部	予防班	予防課	応急復旧業務	火災の原因及び被害の調査に関すること。	5	2日目
280	消防本部	予防班	予防課	応急復旧業務	危険物製造所等の被害調査及び指導に関すること。	4	3h
281	消防本部	予防班	予防課	通常業務	危険物の規制に関すること。	5	2日目
282	消防本部	予防班	予防課	通常業務	危険物製造所等の許可に関すること。	5	2日目
283	消防本部	通信指令班	通信指令課	応急復旧業務	消火、救助活動の指示の伝達及び活動状況の把握に	5	発災直後
284	消防本部	通信指令班	通信指令課	応急復旧業務	災害情報の収集に関すること。	5	発災直後
285	消防本部	通信指令班	通信指令課	応急復旧業務	通信機器等の管理に関すること。	5	発災直後
286	消防本部	通信指令班	通信指令課	通常業務	火災、救急その他災害の通報の受報及び出動指令に	5	発災直後
287	消防本部	通信指令班	通信指令課	通常業務	消防通信機器及び気象観測機器の保守管理に関する	5	発災直後
288	消防本部	消防署班	消防署	応急復旧業務	現地の被害状況等の収集に関すること。	5	発災直後
289	消防本部	消防署班	消防署	応急復旧業務	消火、救出救助に関すること。	5	発災直後
290	消防本部	消防署班	消防署	応急復旧業務	救急業務に関すること。	5	発災直後
291	消防本部	消防署班	消防署	応急復旧業務	火災、地震その他の災害の防御に関すること。	5	発災直後
292	消防本部	消防署班	消防署	応急復旧業務	被災地の警戒巡視に関すること。	5	発災直後
293	消防本部	消防署班	消防署	応急復旧業務	避難誘導に関すること。	5	発災直後
294	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	応急復旧業務	入院患者の安全確保に関すること。	5	1h
295	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	応急復旧業務	一般来院者の安全確保に関すること。	5	1h
296	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	応急復旧業務	救急薬品及び衛生材料(院内)の調達に関すること。	4	発災直後
297	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	応急復旧業務	傷病者の輸送に関すること。	4	12h
298	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	応急復旧業務	機械器具、物品の修理又は購入に関すること。	4	1h
299	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	通常業務	職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。	4	3日目
300	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	通常業務	公用自動車の管理に関すること。	4	12h
301	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	通常業務	衛生管理に関すること。	4	2日目
302	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	災害後に新たに発生する業務	災害による院内の混乱に関すること。	4	1h
303	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	災害後に新たに発生する業務	負傷者の受入れに関すること。	4	1h
304	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	災害後に新たに発生する業務	医療ボランティアの受入れに関すること。	1	8日目
305	市民病院事務局	病院管理第1班	病院庶務課	災害後に新たに発生する業務	他医療機関との患者受入等の連絡調整に関すること。	4	12h
306	市民病院事務局	病院業務班	医事課	応急復旧業務	入院患者の安全確保に関すること。	5	1h
307	市民病院事務局	病院業務班	医事課	応急復旧業務	一般来院者の安全確保に関すること。	5	1h
308	市民病院事務局	病院業務班	医事課	通常業務	診療報酬等の調定及び収納に関すること。	4	3h
309	市民病院事務局	病院業務班	医事課	通常業務	診療報酬等の計算及び請求に関すること。	4	3h
310	市民病院事務局	病院業務班	医事課	通常業務	患者の受付及び案内に関すること。	4	3h
311	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	応急復旧業務	入院患者の安全確保に関すること。	5	1h
312	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	応急復旧業務	一般来院者の安全確保に関すること。	5	1h
313	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	通常業務	退院診療録の保管整理に関すること。	4	1h
314	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	通常業務	診療情報の収集及び整理に関すること。	4	1h
315	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	通常業務	診療情報のセキュリティ対策に関すること。	5	発災直後
316	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	通常業務	総合医療情報システム等に係る情報の保護に関するこ	4	12h
317	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	通常業務	総合医療情報システム等業務の指導及び助言に関する	4	12h
318	市民病院事務局	病院管理第2班	経営企画室	通常業務	総合医療情報システム等機器の管理運用に関するこ	5	12h
319	教育部	文教施設第1班	学校庶務課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管	5	発災直後
320	教育部	文教施設第1班	学校庶務課	通常業務	公印の管守に関すること。	5	発災直後
321	教育部	文教施設第1班	学校庶務課	通常業務	文書の受領、発送及び保管に関すること。	5	発災直後

〈参考資料：各課別の非常時優先業務及び着手目標時期一覧〉

No.	部名	班名	課名	業務区分	業務名	影響度	着手時期
322	教育部	文教施設第1班	学校庶務課	災害後に新たに発生する業務	事務局及び所管内の備品の購入及び管理に関するこ	1	8日目
323	教育部	文教施設第1班	学校庶務課	災害後に新たに発生する業務	学校その他教育施設の営繕及び設備に関すること。	3	発災直後
324	教育部	学校教育班	学校教育課	応急復旧業務	児童、生徒の安否確認及び被災状況の調査に関する	5	3h
325	教育部	学校教育班	学校教育課	応急復旧業務	応急教育の実施に関すること。	3	6h
326	教育部	学校教育班	学校教育課	応急復旧業務	教科書の給与に関すること。	1	8日目
327	教育部	学校教育班	学校教育課	応急復旧業務	児童、生徒及び教職員の保健衛生に関すること。	4	3日目
328	教育部	文教施設第2班	生涯学習課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管 理に関すること。	5	発災直後
329	教育部	文教施設第2班	生涯学習課	応急復旧業務	文化財の被害調査に関すること。	2	2日目
330	教育部	体育施設班	スポーツ課	応急復旧業務	施設利用者の安全確保に関すること。	5	発災直後
331	教育部	体育施設班	スポーツ課	応急復旧業務	避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管 理に関すること。	5	発災直後
332	教育部	給食施設班	学校給食課	応急復旧業務	給食施設における炊出しに関すること。	3	12h

豊川市役所地震対策業務継続計画

【想定：南海トラフ地震編】

令和 7 年 3 月改定版

発行 豊川市

編集 危機管理課

〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

電話 (0533)89-2194

FAX (0533)89-2655

